

別紙 1

埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県サーキュラーエコノミー事例集デザイン及び印刷等業務委託

2 業務の目的

県内事業者等によるサーキュラーエコノミーを推進するため、初めて取り組む事業者等にもわかりやすいサーキュラーエコノミーに関する県の支援策や好事例等を紹介した事例集を作成する。

3 契約期間

契約の日から令和7年3月21日(金)まで

4 業務の内容

受託者は次の事項に留意し、提案のデザイン、レイアウトを基に県との協議を踏まえ、事例集のデザイン・印刷等を行う。

(1) インタビューの実施

事例集を作成するにあたり、県が選定する掲載事業者（4事業者程度）に参考となる事項のインタビューを行うこと。インタビュー内容は県と事前に協議を行い、日程調整は県が行う。

(2) デザイン・レイアウト

ア 共通

ユニバーサルデザインの視点に立ち、かつサーキュラーエコノミーを知らない事業者がみても内容が理解できるよう、分かりやすく見やすいデザインとなるよう配慮すること。

イ 表紙

サーキュラーエコノミーに取り組む事業者の機運を高めるようなデザインとすること。

ウ サーキュラーエコノミーの概要、県の関連事業紹介

初めてサーキュラーエコノミーに取り組む事業者でもわかりやすく、かつ取り組む意欲を高めるような概要や県の取組紹介のデザインとすること。

エ 各取組の紹介

インタビューの内容や関連施設等の写真（県から提供）のほか、資源循環に係るイメージ図等を作成・挿入することで、掲載事業者をアピールすると同時に、掲載事業者を参考としてサーキュラーエコノミーの取組を実践したくなるようなデザインとすること。

(3) 全体構成及び掲載内容

- ・構成は以下の項目を含めることを想定しているが、これに限らない。
表紙／目次／サーキュラーエコノミーの概要／県の関連施策紹介／
掲載事業者の取組事例紹介／終わりに

(4) 規格等

- ア 規格 A 5 版両面
- イ 色数 4 色刷

- ウ ページ数 16 ページ（編集状況によって増減がある）
エ 用紙 表紙 マットコート紙四六判 110 kg
本文 マットコート紙四六判 90 kg
オ 製本 並製本（中とじ）

※詳細は、別紙印刷仕様書を参照すること。

（5）校正

文字・色校正（デザイン・レイアウトに係る部分を含む）を2回以上行うものとする。
なお、委託者が校了と判断するまで、必要な修正を行うこと。

（6）原稿の渡し方

契約締結後、速やかに電子データ（Word等）を提供する。なお、掲載事業者の取組事例紹介のページは、（1）インタビューの内容を県と事前調整のうえ、反映させること。

5 印刷部数

10,000部

6 納品

（1）納品期限

令和7年3月21日（金）

（2）納品方法

- ア 冊子 印刷した冊子を100冊ごとに梱包して納品場所へ納品すること。
部数の内訳は別途決定する。
- イ 電子データ 県ホームページ等に使用するため、電子データ（pdf及びAi等）を、以下のメールアドレスへ送付すること。

（3）納品場所

ア 冊子

- （ア）埼玉県環境部資源循環推進課サーキュラーエコノミー担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（県庁第三庁舎2階）
- （イ）公益財団法人 埼玉県産業振興公社
〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2
（新都心ビジネス交流プラザ3階）

イ 電子データ

埼玉県環境部資源循環推進課サーキュラーエコノミー担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（県庁第三庁舎2階）
メールアドレス：a3100-10@pref.saitama.lg.jp

7 著作権・版権の帰属

受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。なお、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。

また、委託者が増版する場合も、委託者は受託者の承諾無く本契約に基づくデザイン全てを使用できるものとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

(1) 第三者への委託

受託者は、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部にあつては、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

受託者は、委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(4) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 成果物に瑕疵があった場合の対応

成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。

9 その他

(1) 受託者は、委託者と十分に打合せの上、業務に当たること。

(2) 業務遂行にあたり発生した疑義等については、委託者と受託者で協議の上、適切に実施すること。

(3) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、委託者と受託者が協議して決定するものとする。